

方法書についての技術委員会意見等集約表(案)

注)「意見」:技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見(知事意見の作成に反映される)
「指摘事項」:今後、準備書作成に当たり記載内容について整備を求める指摘

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
1	全体	亀山	第1回 1	・アセスメントにおいて方法書段階で重要なのは現地調査に入る前段階である。特に文献調査は十分にやっていたが、そこから全てが始まるとお考えいただきたい。そこで重要なものが無いと想定されたまま現地調査に入ることが一番危険であるので、ご指摘いただいたことは方法書段階で全て文献を見ていただくことを原則としていただきたく、早急をお願いしたい。	意見	番号7(後段).43.53～56.58.68～71.75.80.83(前段)を集約	地域特性に関する次に挙げる情報については入手可能な最新の文献やその他の資料により記載内容を整理し、現地調査に入る前に十分特徴を把握した上で環境影響評価を実施すること。 ○水資源 ・河川の流量及び水質 ・温泉の湧出量 ・水道水源の揚水量及び賦存量 ○動植物の生息・生育状況 ○文化財の状況 ○地質・地形に係る地形分布図及び表層地質図	【第1回事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定であります。なお、既存文献によるリスト(動植物の生息・植生が確認されている種のリスト)については、第6回技術委員会において報告します。
2	全体	片谷	第1回 2	・複数都県にまたがる案件について、制度上各都県で別々にアセスを行わざるを得ないと思うが、予測評価について隣接県と異なる手法を取られることがあるか。とられる場合はどういう理由で異なるかということ、また次回以降にお答えいただきたい。 【第2回審議発言】 ・今回の説明で、了解した。	[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの			【第1回事後回答】 ・予測評価の手法については、基本的に隣接県と同様の手法を用いることを考えています。
3	全体	鈴木	第1回審議追加意見 1	・第3回技術委員会において、事業者側からは環境影響評価方法書を「法に則り作成している」とか、「法の範囲内で作成している」との発言が頻繁にされた。方法書の内容の不備の多さと勘案すると、一昔前の「基準クリア型」のアセスメントを念頭に置いた発言としか思料しえない。現行の環境影響評価法の精神としては、できる限りの努力を払って環境への影響を小さくするような事業を行うために、「ベスト追求型」の環境アセスメントを行うとされている。是非法の精神に則り、最低限の作業を行うのではなく可能な限りの環境影響評価を行えるような取組をお願いしたい。	意見	番号4.24(前段).44の趣旨を集約	・環境影響評価法の趣旨に則り、「基準クリア型」ではなく「ベスト追求型」の環境影響評価を目標とし、可能な限り環境への影響を小さくする取り組みを行うとともに、十分な予測評価ができるよう調査を実施すること。	【第2回審議での回答】 ・市町村レベルを含めた文献調査等につきましては、今後、現地調査又は予測、評価に入る前に行います。また、既存文献リスト(動植物の生息、植生が確認されている種のリスト)については、第6回技術委員会において報告します。 ・この4月に改正された環境影響評価法の精神に則り、実行可能な範囲において適切に環境保全に努めてまいります。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
4	全体	富樫	第2回 21	<p>・本来行うべき環境アセスの調査というのを、計画が確定していないことを理由に水準を下げるということはあってはならないと思うので、例えば3km幅のどこに計画が決まったとしても、それで十分な予測評価ができるよう覚悟を持って調査をしていただきたい。あいまいで定性的な評価で済ませてしまうことがあってはならないということが心配である。</p> <p>【亀山委員長】 ・制度的に言う方法書の段階であるので、詳細な事業内容が決まった段階で行う評価とは違うということが前提としてはあるが、できるだけしっかりやっていただきたいという意味で受け取っていただきたい。</p>		番号3の意見に集約		【第2回事後回答】 ・承知いたしました。
5	全体	野見山	第1回審議追加意見11	<p>・環境影響評価を行うにあたり、自然が残り住民が居住する山間地域であることを勧奨すると、予定工事地域への工事用道路の敷設、拡幅等工事車両の流入による環境への影響は甚大であり、環境影響に対する地域住民の関心も高い。そのことから事前に工事用道路の予定、工事車両の流入予測等を予測し、明らかにすることが望まれる。</p>	意見		工事用道路の敷設及び工事車両の流入に係る予測を行い、環境影響評価に反映させること。	【第1回事後回答】 ・工事用道路の予定、工事車両の流入予測等については、準備書において明らかにします。 ・また、工事計画の策定においては、地域住民の生活環境等に配慮します。
6	全体	中村(寛)	第2回 3	<p>・前回の質問(第2回審議 資料1の4番)に対し、条例対象アセスではなく法アセスとして方法書を作ったという回答をいただいたが、そうすると長野県の技術指針マニュアルは使わないのか。また法アセスとして何か方法書を作る指針はあるのか。</p>		趣旨を番号13の意見に反映		【第2回審議での回答】 ・環境影響評価法では、主務省令にて方法書の記載内容が決められております。今後、長野県の技術指針並びに同マニュアルも参考に、準備書に向けた調査等を進めていきたいと考えています。 【事務局 清水】 主務省令がいわゆる長野県でいう技術指針ということになります。県の条例では、指針はある程度項目ごとに並べられたものであり、これを補完する意味でマニュアルというのが細かく定められておりますが、そのマニュアルの部分に該当するような細かな部分が主務省令にはないということです。各論ごとに関係省庁で出しているものもあるが、県のように全体を網羅したようなものは主務省令にはないものと思います。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
7	全体	中村(寛)	第2回 4	<p>・次回の技術委員会において既存リストの不備な点を報告するということが、これは方法書の修正版として出し、そのリストをもってスコーピングして計画・評価するということで出すのか、それとも準備書で出していくのか。大きな違いであるので、お教えいただきたい。</p>	[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの	番号1の意見に集約		<p>【第2回審議での回答】 ・既存文献によるリスト(動植物の生息、植生が確認されている種のリスト)は、方法書の修正ではなく、準備書に記載する内容の一部になるものと考えております。また当該リストは第6回技術委員会において報告し、ご意見をいただきたいと考えております。</p>
				<p>・主務省令には、入手可能な最近の文献により地域状況に関する情報を記載する旨書いているので、今回の情報では不十分である。方法書はスコーピングをするためのものであるため、修正と言う形で出していただきたい。それから環境省より「自然環境のアセスメント技術」が出ているので、県の条例の方を使わない場合はそちらに沿った形でお願いしたい。こちらには、方法書の作り方が書いてあるので、参考にしていただきたい。</p>				<p>【第2回審議での回答】 ・参考にさせていただきます。</p>
8	全体	亀山	第2回 22	<p>・方法書の意見概要について、事業者に見解を添付する義務付けはないところだが、第2回審議 資料3においてご説明いただいた。この技術委員会の審議の参考にさせていただきたいので、次回までで結構だが事業者として意見に対する見解書をまとめ、御提出いただけるとありがたい。</p>	[記録] 審議のために資料提供を求めたもの。			<p>【第2回審議での回答】 ・事業者見解の提出については、検討させていただきます。</p> <p>【第2回事後回答】 ・事業者見解については、第5回技術委員会において、意見の概要の説明と合わせてその一部を既にご説明させていただいたところでありますが、技術委員会の審議において参考として必要である旨のご依頼でありますので、「参考資料3」として提出いたします。</p>
9	全体	亀山	第2回 23	<p>・方法書を作るに当たり参考とした専門家の技術的助言について、この意見を出したのは長野県内の専門家ということか。また専門家は名前をきちんと出すということが大事だと思うのでお願いしたいことと、専門家がこう言いましたということ、本人がこう話したということがしっかり認められるような形での記述が必要ですので、準備書の段階ではお願いしたい。</p>	指摘事項		<p>参考とした専門家の技術的助言に基づいた記述については、助言者の所属、役職及び氏名を表記するよう検討すること。</p>	<p>【第2回審議での回答】 ・専門家等による技術的助言につきましては、全都県で共通の事項について統一して記載しました。</p> <p>・記載の方法や内容につきましては、準備書に向け、今後検討いたします。</p>
10	全体	佐藤	第3回 19	<p>・山梨県の実験区における環境影響評価の準備書があったと思うが、それらの資料は参考にならないのか。</p> <p>(亀山委員長) ・実験線を作るときにアセスメントをやられたかどうかという質問と、やられたとしたら何らかの形でそれは参考にならないのかという2つの質問。</p>		番号11の意見に集約		<p>【第3回審議での回答】 ・実験線は平成2年に工事に着手しておりますが、環境影響評価法に基づく手続きではなく、JR東海、当時の鉄道建設公団、鉄道総研の3者と山梨県とで環境影響評価に準じた手続きを実施し、事業3者から山梨県へ提出して承認を頂いています。当時のことが参考になるかならないかは一概にお答えできませんが、今回の参考になることはあると思います。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
11	全体	片谷	第3回 20	<p>・山梨県の話が出ましたので若干お話しさせていただきますが、私が山梨県の委員に就任する前の案件で直接携わっていないが、現在、山梨県でも実験線で得られる知見に関しては、最大限活用するという審査意見が出されている。こちらの準備書作成作業にも大いに活用するよう努めて頂きたい。</p> <p>(亀山委員長) ・環境項目の中で実験線で得られているデータが有るわけですから、それに基づいて書けるところは書いて頂くことが大事であると思う。これまで、なかなかそういう記述になっていないので出来るだけ準備書段階で対応していただければと思います。</p>	意見	番号10を集約	山梨リニア実験線の建設及び走行試験において得られた知見に関しては、今般の環境影響評価に最大限活用するとともに、予測評価の根拠となる測定結果(データ)や図表を示すなどして準備書に記載すること。	【第3回審議での回答】 ・実験線のデータにつきましては、例えば第3章の磁界、騒音・振動等にて引用しておりますし、準備書において予測評価作業をする上では、こうしたデータを踏まえ実施していきます。
12	全体	塩田	第3回審議追加意見4	<p>・評価するに当たっての具体的な科学的知見が存在しない場合、事業者として、「汚染者負担の原則」および「予防原則」に対する考え方を明確にしておくことが重要と考えますが如何ですか。</p>		[記録] 審議のため事業者の考え方を尋ねたもの		【第3回事後回答】 ・評価については、「基準又は目標との整合性の確認」の他、「回避又は低減に係る評価」を行うこととしています。ご意見のように具体的な科学的知見が存在しない場合には、事業者の実行可能な範囲で影響を回避・低減できているかについて、見解を示すことで評価します。
13	全体	富樫	第3回審議追加意見5	<p>・現時点の施設計画案や工事施工計画案には不確定の部分が多いため、それら計画案の詳細が固まるのに応じて、調査予測方法の詳細についてさらに検討すること。その際、環境影響評価法や主務省令に具体的に定められていないことについては、現地の地域特性を十分に考慮し、長野県環境影響評価条例ならびに同技術指針、同マニュアル等の内容を参考にして、適切な調査予測評価を実施すること。</p>	意見	番号6の趣旨,17(後段)の趣旨,18を集約	<p>・事業の計画内容が不確定な事項については、事業計画の具体化に応じ、調査予測方法の詳細についてさらに検討を加えること。また、具体化が困難な事項については、環境への配慮の考え方や対応方法等を検討しその内容を明記すること。</p> <p>・環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮し主務省令のほか長野県環境影響評価条例(平成10年3月30日長野県条例第12号)、長野県環境影響評価技術指針(平成10年9月28日長野県告示第476号)等の内容も参考にし、適切な調査・予測・評価を行うこと。</p>	【第3回事後回答】 ・工事計画の具体化に応じ、現地の地域特性を十分に考慮し、環境影響評価法や主務省令の他、長野県環境影響評価条例ならびに同技術指針、同マニュアル等を参考に、適切な調査予測評価を実施していきます。
14	事業計画	片谷	第2回 9	<p>・長野県内では明かり部では、車両基地など線路や駅以外の施設はできないのか。それにより大勢の職員が通勤するような場所はできないと理解してよいか。</p>		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第2回審議での回答】 ・県内への車両基地の設置は計画しておりませんが、運行上必要な設備として、変電所や保守基地は計画していくことになると考えております。 ・車両基地のような大勢の職員が通勤する施設は、計画しておりません。
15	事業計画	片谷	第2回 10	<p>・方法書に駅の流入出については記載されていないが、駅の周辺における交通状況の変化については配慮する予定はあるか。こういった事業で予測評価の対象とするケースはあまりないと思うが、交通による環境への影響についてもできるだけ配慮をするという姿勢で、地元自治体と協議をしていただきたい。</p>		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの。また今回の環境影響評価の対象から外れる要望事項を述べたもの。		【第2回事後回答】 ・今後の駅位置の具体化にあたっては、交通の状況も含め、関係機関と調整を行っていきます。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
16	事業計画	佐藤	第2回 20	<p>・方法書への意見概要については反対意見しか載っていないような気がするが、できれば賛成、反対、できれば進めてほしいという集計を入れておいた方がよいのではないか。</p> <p>反対意見をできるだけ少なくし、住民などから賛同を得られるような方法書の続編を作って、もう一度世に問いかけることはどうか。</p>		<p>[記録] 「方法書に対する意見の概要」のまとめ方についての発言</p>		<p>【第2回審議での回答】</p> <p>・事業に対する賛否等の集計は行っておりませんが、反対意見や疑問をもたれている意見の割合が高い結果となりました。</p> <p>・今後、適切に調査、予測、評価を行うとともに一般の方々にも広くご理解いただけるよう情報提供等について検討を進めていきます。</p>
17	事業計画	塩田	第3回 17	<p>・工事により発生する土砂を処理する場所は、事業者自ら造られるのか、或いはそのような場所が確保されていて、そこへ持って行くということか。</p> <p>・一般的にトンネル工事はヤードが必要になり、山岳地帯に平らなヤードを造るためには建設機械だけでなく明かり発破を行うことが多いので、検討しておいた方がよい。トンネル内で使用する火薬量と明かりで使用する火薬量が違うのでそのことも検討された方がよい。</p>		<p>[記録] 審議のために詳細説明を求めたもの</p> <p>趣旨を番号13の意見に反映</p>		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・発生土の処理については、本事業内での再利用や、他の公共事業での有効利用を考えていますが、それらではまかないきれない部分については、残土処理場が必要になると考えています。処分地につきましては、県及び関係自治体のご協力を得て選定していくことを考えています。</p> <p>【第3回事後回答】</p> <p>・明かり発破の要否については、今後検討していきます。</p>
18	事業計画	亀山	第3回 18	<p>・残土処分、工事用道路、換気塔の工事といったことについては、方法書では記載されていない事が多くあり、準備書段階までには明確になって、そこで記述していただくことにはなるとは思うが、積み残しているものはあると思う。そのことに対する認識はどうか。</p> <p>・環境保全措置というもので考えることも一案であるが、どういった手順でその影響を考えるかとか、その際に起こる環境影響をどうするかということを明記するか、色々な考え方があると思うが、その辺をご検討頂きたい。</p>		番号13の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・準備書段階までには出来るだけ計画を具体化する所存ですが、その段階で全てを具体化することは難しいと考えています。計画が具体化したものについては明らかにし、環境影響評価の手続きに則りしっかりと進めて参りますし、明らかにすることが困難なものにつきましても、それらの影響をある程度評価し準備書に記載して、事後調査等により確認していきたいと思っております。</p>
19	事業計画	小澤	第2回 19	<p>・コンクリートを作る骨材については、対象地域内の比較的近いエリアで用意するものか。もし用意されるようなら、何か環境影響という話はあるのか。</p> <p>買って来るといふことになれば、事業的には完全に切り離されるということになると思うが、地形・地質の大きな変化には当たらないにしても、その程度についてもまだよく分からないが、購入するので関係ないということでは言ってしまうもよいのか。</p>		<p>[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの</p>		<p>【第2回審議での回答】</p> <p>・コンクリート骨材の調達方法は現時点では未定ですが、事業者が採石場を確保するなど、事業者として環境影響評価等の手続きが必要となるような調達方法は想定しておりません。</p> <p>・同骨材を購入する場合は、必要となる法令等の手続きが取られた採石場等から購入いたします。</p>
20	事業計画 評価項目の選定	小澤	第3回 15	<p>・前回、コンクリート骨材の調達の話をした時は地形・地質の面で話をしたが、景観や場所によっては水質に影響すると考えられるが、工事の実施における項目選定において考慮に入れる必要があるのではないか。</p>		<p>[記録] 審議のため事業者の考え方を尋ねたもの</p>		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・資材調達に際し、事業者として山を掘削したり、石を切り出したりする計画はございません。骨材等の調達に当たっては、必要となる法令等の手続きが取られた採石場等から購入します。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
21	事業計画 評価項目の選 定	小澤	第3回 16	<p>・骨材に限らず盛り土に使用する土砂等において、トンネル掘削による残土でまかなえればよいが、それらを調達する事になった場合、考慮する必要があるのではない か。 再利 用されればよいが、そのように使用できなくて資材を調達しなければならぬ場合、工事の実施の中で考慮しなくても良いのかという意味。</p> <p>・購入と言うことであればそうかもしれないが、高森町の意見の4番にもあるように発注者ということによる環境影響の配慮をしてもよいのではないかとということ。</p> <p>・(資材)調達の影響というものもあると思われるので、配慮していただけるような仕組みは考えられないかと いうことで申し上げた。</p>		[記録] 審議のため事業者の考え方を尋ねたもの		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・工事に必要な資材は購入が原則と考えていますし、購入に際しては、法令等に基づく手続きを経たものと考えていますので、今回の環境影響評価には該当しないものと理解しております。</p> <p>・我々には採掘権があるわけではなく、骨材等を購入するのみです。また、採掘している事業者は、勝手に掘っているのではなく、規模に応じ環境影響評価等の手続きを済ませて事業を行っています。</p> <p>・JR東海が事業者として新たに山を採掘することは考えておらず、本環境影響評価手続きには含まれないと考えています。</p>
22	評価項目の選 定	富樫	第3回 5	<p>・喬木村や豊丘村の意見として、橋梁工事を追加してほしいという意見もある。地形改変を行う場所であれば、予測評価を行っていただきたい。また計画が大雑把な段階であるので、より慎重に評価項目として挙げていただきたい。</p> <p>・P198のマトリクスに○がつけば、準備書段階では見解が確実に示されるという担保になるので、そういう意味で評価項目として十分な予測評価をするという形にしてください。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第3回目審議における回答】</p> <p>・橋梁工事の実施段階における地下水・表流水等への影響については準備書に向け検討させていただきたいと思 います。</p> <p>・方法書における評価項目はP198のとおりですが、○のない項目についても必要なものは実施する考えであり、準備書に向け検討させていただきたいと思 います。</p>
		片谷		<p>・方法書に○をつけたからといって、数値計算など準備書への詳細な記載を必ず行うという決まりはなく、検討の結果、他の事例と比較しても影響を無視できるレベルなら、1ページ程度の記述でも十分な予測評価のうちに含まれるので、決してたくさんのご意見を記述することが必須になるということではないので、なるべく○は多くつけておいて、準備書の記載をどれだけ細かく書くかというのは様々、という姿勢で臨んでいただければよい。</p>			<p>【第3回事後回答】</p> <p>・番号25に記載</p>	
23	評価項目の選 定	佐藤	第3回 8	<p>・評価項目について、「どこまでできるかわからないが配慮する」というところには、198ページの一覧表の中に○を書いていただいた方が、可能性が広がると感じる。トンネル工事の中の地質調査、植物に関しても工事のところに○を入れる、景観・人と触れ合い活動の場にも○を入れて、何らかの配慮をするといった表にしておいた方が準備書を作りやすいのではないかと。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・評価項目についてP198に○をつけたものを基本に調査・予測・評価を行いたいと考えています。 また、○がついていないところについても、必要であれば当然予測・評価を行うことを考えています。</p> <p>【第3回事後回答】</p> <p>・番号25に記載</p>
24	全体 評価項目の選 定	大塚	第3回 10	<p>・前回委員会の最後に富樫委員から環境影響評価を真摯に実施していただきたいという発言があったが、影響評価を実施していく姿勢についての認識に隔たりがあるのではないかと感じている。環境影響評価を真摯に実施していただきたいということは再度要望しておく。</p>		番号3の意見に集約		<p>【第3回事後回答】</p> <p>・番号25に記載</p>
				<p>・環境影響評価を進める中で、予測に基づいて低減を図っていくことがこれからの仕事になるが、実際に懸念されるのであれば、色々な形のものを取り上げ評価した結果、影響がないということであればそれは構わない。色々な項目について対処して欲しい。</p>		番号25の意見に集約		

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
25	全体 評価項目の選 定	大塚	第3回 14	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書に向けてというのは結構だが、今は方法書での方法や何を項目に挙げるかということを審議している。方法書を出したからこれでいく、というのではなく、こうやったらどうでしょうかという意見を今後正式に出すことになるので、準備書には当然○が付くでしょうが、今回○を付けます、といったときは印刷にはなっていないが方法書に○をつけたと理解していただければよいのではないか。方法書自体が不備なものであれば、修正を加えたものを再提出いただければ結構ではないか。 	意見	番号22～24,51.59～62.65(後段),85～88を 集約	<p>環境影響の評価項目の選定にあたっては、工事の実施区分に応じて事業による環境影響の可能性があると考えられる次の項目についても対象とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」における「文化財」、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観(以下、「景観等」という)及び「主要な人と自然との触れ合いの活動の場(以下「触れ合い活動の場」という)」 ・「切土工等又は既存の工作物除去」における「低周波音」、「地下水の水質及び水位(以下「地下水」という)」、「水資源」、「地形及び地質※」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」 ・「トンネルの工事」における「低周波音」及び「地形及び地質※」 ・「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」における「低周波音」、「地下水」、「水資源」、「文化財」、「景観等」及び「触れ合い活動の場」 <p>(※「重要な地形及び地質」以外の「地形及び地質」を指す)</p>	<p>【第3回審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書はこのような形で既にお出ししています。この場でご意見をいただいた項目については○をつけているものとご理解いただき、準備書に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。
		亀山		<ul style="list-style-type: none"> ・再提出と言うのも一つの考え方であろうし、修正版とか訂正箇所を書面で出してもらうのも一案だと思う。 ・準備書までの間に検討しますというのが一番困るのは、ここで決着が付かずそのまま行ったらときに影響評価をやらなくてよいということになってしまう可能性が多分にあるからである。 ・今は方法書を審議しているので、方法書のここはどうかということに対する結論はここで出していただかないと、準備書が出るのは2年ぐらい先になる。その間に色々考えます、と言われても考えないかも知れないので、委員の皆さんが心配している。 ・○がないと、どういう方法で何をやるというところに進まず、ここで終わってしまうのでそれが危惧される。 				<p>【第3回審議における回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、「切土工等又は既存の工作物の除去」、「トンネル工事」、「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」にかかる環境要素区分のうち、微気圧波、地下水、水資源、地形及び地質、景観、人と自然との触れ合い活動の場への○の記載についてであると理解しております。今の段階でそれら全部に○をつける必要はないと考えていますが、時間をいただいて整理させて頂きたいと思います。
		塩田		<ul style="list-style-type: none"> ・198ページの低周波音のところも、発破を使う場合は・・・をやりますと言っているので、トンネル工事のところに○が入っていないといけない。 ・方法書のときは不確実性があるので、影響があるかどうかを判断するためにここは検討しますという形で○を入れておくというのが普通ではないか。 				<p>【第3回事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目は、国土交通省令に示された参考項目をもとに、影響要因、影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定しています。 ・本事業においては、環境影響評価の手続きに合わせて、今後、路線のルートを絞り込み、工事計画の具体化を図ることから、影響要因の「工事の実施」においては、一部の環境要素の区分の特定が困難です。よって表7-1-2で選定した環境影響評価項目は、一般的な事業の内容により行われる対象鉄道建設等事業と本事業の事業特性、地域特性を踏まえ、整備新幹線等を参考に、環境影響を及ぼすおそれがある要因について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る「基本的な項目」を選定しています。 ・事業者としては、計画の具体化に伴い影響を受けるおそれがある環境要素の項目が生じた場合には、表7-1-2で選定した項目に限定することなく、適切に評価項目を選定し調査、予測、評価を実施する考えでございましたが、この度、技術委員会でご具体的な項目についてのご意見をいただきましたので、このご意見を含め、環境影響評価法第11条(環境影響評価の項目等の選定)に基づき、今後いただく知事意見を勘案して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加え、それらを選定します。
		亀山		<ul style="list-style-type: none"> ・文書により方法書の198ページについてはこのように修正し○を付けますというものをもらえるのか。なんらかのはっきりした形で残していかなければいけないのでいかがか。 				
		片谷		<ul style="list-style-type: none"> ・今、所長さんからあった発言は議事録に残りますし、議事録も図書に準ずるものとして理解してよいはずなので、新たに方法書の修正版等を出していただかなくても記録は残ると理解していますし、今日出していただいた文献調査結果一覧も元々方法書の中に入っていてしかるべきものだが、いまさらこれを方法書に入れて製本し直すというのもシビアなので、方法書に付属する資料として保存されるという理解で法律上も問題ないと理解している。 				
		亀山		<ul style="list-style-type: none"> ・方法書を出し直していただきたいということではなく、「ここについては、このようになります。」というものを何か文書で出していただいた方がいいと思い、申し上げた。 				

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
25	全体、評価項目の選定	鈴木	第3回 14 (つづき)	・そうであれば、この場で「どこどこが〇だ」と言ってもらわないと疑心暗鬼になってしまいます。1枚表を出していただければ、録音が残ると言っても目で見て確認できるということが大事なので、メールや文書審議でも構わないのでお願いしたい。				<p>※一般的な事業の内容 次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業 イ 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること ロ 鉄道施設の構造に応じた建設機械を用いて工事を行うこと ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること ホ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること</p> <p>鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(第6条別表第一参照)</p>
		亀山		・いずれにせよ明確にしておくことが必要なので、議事録段階で考えたときに198ページはどのようにするかということを確認にお答えいただきたい。 ・後日の回答ということですが、例えばカモシカ、イヌワシ等は天然記念物であり、文化財に指定されている大切な自然物です。やはり文化財も工事の実施について対象になってよい。動物のところに〇がついていれば、同様に文化財のところにもしっかり入れるのが筋であると思うのでそれも含めてご検討いただきたい。				
		片谷		・一つの方法として、事業計画が固まり予備調査を行った段階で、詳細な調査を行うかどうかの判断をすることがあると思うが、判断基準を明確に説明していただいたうえで、〇ではない別の印(△)を付ける方法もあり得る。現在でもそのような事例はある。こうしなければならぬということではないが、一助としていただければと思う。				
		富樫		・方法書198ページの環境影響評価項目の表が長野県だけでなく、他県でも全く同じ表を使用していて、揃えるために変えるわけにはいかないということであるならば、全くナンセンスであると思うので、実情にあった形で変えるべき所は変えるようにしていただきたい。				
		佐藤		・やや一般論になるが、この工事と計画はおそらく世界で初めての試みになると思う。準備書は模範になるよう思い切った取組をお願いしたい。山梨実験線の工事を見てきたが影響が大きいと感じた。月並みのものでなく、非常に新しいものであることを再認識していただき、歴史に残るようなアセスをしていただきたい。				
26	大気質	塩田	第1回審議 追加意見 2	・工事現場から搬出される土砂等を処理する車両が公道等を走行する計画であれば、走行車両の速度制限、土砂等のほこりの飛散防止等を含む「安全」についても言及することが必要である。	意見		<p>工事中における車両の走行にあたっては、現況と比べ台数の増加が予想されることから、土砂等による粉じんの飛散防止の対策を含め、地域住民の安心・安全が得られるよう努めること。</p>	<p>【第1回事後回答】 ・準備書段階において、走行車両の速度や土砂等のほこりの飛散等に対する配慮事項として、記載内容を検討します。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
27	大気質	片谷	第2回 6	・大気質について、通年の既存データが利用可と断定されているが、ルートや調査地点が決まっていない現時点では判断不可能では。		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたものであるため。		【第2回事後回答】 ・気象調査は、1週間連続×4季の調査を基本としています。但し、常時監視局の分布、保全対象施設の分布、工事の規模、地形の状況等を考慮し、一部通年観測を行うことを検討します。 ・なお、1週間連続×4季の調査を行う場合においても、常時監視局との相関を取り、利用できる場合は、常時監視局データを用いて予測を行います。
28	大気質	片谷	第1回 19	・気象観測の期間について、4シーズン1週間ずつというのは予測評価のデータとして使うには明らかに足りないもので、全地点とは言わないが、予測評価に使えるだけの通年データを得られるような観測を入れていただく必要がある。またブルームバフモデルにより大気予測を行う予定であるが、今回の事業のような急な地形においては平地用のモデルの予測だけでは不十分であるので、急な地形の予測はどのようにされるのかを次回以降にお教えいただきたい。	意見	番号29～33を集約	大気質の予測評価にあたっては、地形や発生源の影響を考慮し、適切な予測手法を用いることにより行い、現況の汚染レベルを把握した上で、その状況を大きく悪化させないという観点から評価を行うこと。また、気象観測については通年測定を前提として検討し大気質の調査地点と併せ、適切な地点を設定して実施すること。	【第2回事後回答】 ・第2回審議資料1-1、1-2を参照
29	大気質	片谷	第2回 7	・当事業の計画地域は環境基準よりはるかに低い汚染レベルであるので、現況に対する負荷について影響を評価するべきである。環境基準と比べて数値が低く、影響が小さいという説明は妥当ではない。また工事用、建設用車両の台数が少ないことを説明しているが、まだ工事計画が具体的に決まっていないため不確実性がある。北海道新幹線の事例以外にも他の事例を参考にして、十分な根拠を示していただきたい。 ・現時点のこの説明で、ルートや調査地点が決まっていない段階では、4シーズン×1週間の調査でよいという判定は適切ではない。		番号28の意見を集約		【第2回審議での回答】 ・大気質に限らず、各項目において環境基準等が設けられている場合には、まずそれを指標とし整合が図られているかを検討することとなります。整合が図られている場合には、事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減を検討していきます。 【第2回事後回答】 ・評価にあたっては、環境基準等との比較だけでなく、地域の状況を考慮して事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価します。 ・気象調査は、1週間連続×4季の調査を基本としています。但し、常時監視局の分布、保全対象施設の分布、工事の規模、地形の状況等を考慮し、一部通年観測を行うことを検討します。 ・なお、1週間連続×4季の調査を行う場合においても、常時監視局との相関を取り、利用できる場合は、常時監視局データを用いて予測を行います。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
30	大気質	片谷	第2回 8	<p>・大気質への地形の影響の予測にあたり、大きな風の流れの変化を求めるための通年の観測は必須である。</p> <p>・敷地境界だけの予測ではなく、地形の影響を反映させた面的な予測をしていただかないと、周辺住民が安心できるデータは出てこないのではないかと。</p> <p>・ブルーム・パフモデルは工事用車両の運行による大気予測など、小さなスケールの予測には適さないで、再度検討していただきたい。</p>		番号28の意見に集約		<p>【第2回事後回答】</p> <p>・気象調査は、1週間連続×4季の調査を基本としています。但し、常時監視局の分布、保全対象施設の分布、工事の規模、地形の状況等を考慮し、一部通年観測を行うことを検討します。</p> <p>・なお、1週間連続×4季の調査を行う場合においても、常時監視局との相関を取り、利用できる場合は、常時監視局データを用いて予測を行います。</p> <p>・地形の影響が想定される場合には、地形を考慮したブルーム・パフモデルを適用して予測を行います。</p> <p>・予測の地点は、敷地境界を基本としています。但し、保全対象の分布状況等を考慮し、必要に応じて最大着地濃度の地点及び最も近い保全対象地点における濃度等を示します。</p>
31	大気質	片谷	第3回 1	<p>・基本は通年観測を行い、条件が整って途中を省いても十分なデータを得られる場合のみ1週間×4シーズンの調査を行うことは、過去のアセスでもやられているケースもあるが、その逆はない。</p> <p>・1週間×4シーズンを前提とすることは大気や気象の予測に関わるものの姿勢としては適切ではなく、通年を前提として、省けるところは省くという形で調査期間や調査地点を決めていただきたい。</p>		番号28の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・ご意見も踏まえながら、調査方法について検討していきます。</p>
32	大気質	片谷	第3回 2	<p>・地形を考慮したブルーム・パフモデルとしたことはよいことと思う。</p> <p>・予測地点については、周辺住民の健康への影響を回避することがアセスの最大の目的であるため、保全対象地点の測定を優先として考えていただきたい。説明自体はよいが、優先順位としては保全対象地点もしくは最大着地濃度の地点を先にしていただきたい。</p> <p>・気象観測の現地調査を県内で10地点を想定しているが、全く同じやり方で大気予測をする必要はなく、保全目標に対し値が接近する可能性のある場所をより優先して現地調査や予測を行っていくという考え方でやっていただきたい。</p>		番号28の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・ご意見も踏まえながら、現地調査や予測地点の選定について検討していきます。</p>
33	大気質	片谷	第3回 21	<p>・次回出席できないのでお願いしたいのですが、資料3の4ページ15番の委員会意見です。先程ご回答頂いていますが、重要な事項でもあり確認の意味もありますので申し上げます。予測手法だけでは不十分だと思いますので、現地調査の調査地点及び調査期間の選定についての配慮を十分行って頂くような趣旨を盛り込んでいただきたい。</p>		番号28の意見に集約		(委員会意見に対する発言)
34	騒音	塩田	第1回審議追加意見12	<p>方法書P215について、</p> <p>◎ 現地調査:環境騒音は、…準拠でO. K であるが、</p> <p>◎ 工事の実施:建設機械の稼働の調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準」にて、行うこと。(評価の手法には記述されているが、調査の基本的な手法には抜けている。)</p>		[記録] 準備書段階で取り上げる内容の意見		<p>【第1回事後回答】</p> <p>・建設機械の稼働については、現況把握のため、環境騒音測定を実施します。準備書段階において、建設機械の種類、台数及び施工ヤード等を明らかにして予測・評価を行います。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
35	騒音 振動	塩田	第1回審議 追加意見 13	・山岳トンネル工法として「NATM」を使用されるが、掘進するうちに頑強な岩石が想定外として発現した場合には、機械掘りは困難となり発破による作業に転換する可能性もあることから、あらかじめ発破工法についても影響評価をすることが望ましい。	意見	番号36を集約	騒音・振動の環境影響評価の実施にあたっては、必要により発破による影響についても検討すること。	【第1回事後回答】 ・地山の状態や工事の施工方法によっては機械と発破を併用することもあるため、発破により環境に影響を与える恐れがある場合は、検討します。 ・トンネル工事において発破を使用する場合は、装薬量の低減や施工場所に応じた発破工法を検討して実施します。また、必要により、トンネル防音扉の設置等の保全措置を講じてまいります。
36	騒音 振動	塩田	第1回 17	・地盤の堅さにもよると思うが、発破を使用する可能性が高いのではと思うため、最初から影響の調査項目に加えておくべきではないか。		番号35の意見に集約		【第1回審議での回答】 ・基本的には機械による掘削を考えておりますが、地山の状態や工事の施工方法によっては機械と発破を併用することもあるため、発破により環境に影響を与える恐れがある場合は、検討します。 【第1回事後回答】 ・トンネル工事において発破を使用する場合は、装薬量の低減や施工場所に応じた発破工法を検討して実施します。また、必要により、トンネル防音扉の設置等の保全措置等を講じてまいります。
37	騒音 振動	塩田	第1回 18	・トンネル掘削工事の際、土砂搬出に使用されるトラックの台数等は把握しているか。土砂搬出の際のトラックの走行速度をある程度想定して、騒音・振動等の影響を把握すべき。	意見		工事中の走行車両に係る騒音・振動予測評価については、台数や速度を適切に設定した上で実施すること。	【第1回審議での回答】 ・発生土の量がある程度確定したところで、工事計画においてトラックの走行台数、経路等を検討することを考えています。 【第1回事後回答】 ・準備書において、トンネル掘削工事の際の土砂搬出に使用されるトラックの台数や、土砂搬出の際のトラックの走行速度を設定し、騒音・振動等の予測を行います。
38	騒音 振動	塩田	第3回 3	・事業実施区域内には都市計画法の用途が指定されていない地域が多い。このような場所は環境がよいところであるが、環境基準を目安に環境目標を設定するのか、それとも現状の環境を遵守した予測の考え方を取るのか。		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第3回審議における回答】 ・評価にあたっては、環境基準等との比較だけでなく、地域の状況を考慮して、事業者の実行可能な範囲で環境影響の回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることとしており、環境基準をクリアすれば良いという理解はしておりません。
39	振動	塩田	第3回審議 追加意見 1	・P215における「騒音：建設工事騒音および道路交通騒音」では、調査地点が「・・・概ね10地点程度を設定する」としているのに対し、P216における「振動：建設工事振動および道路交通振動」では、「・・・できる地点を設定する」となっている根拠は？騒音・振動の発生源は、同一と考えられる。		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第3回事後回答】 ・建設工事騒音・振動に係る現地調査は、基本的に同一地点にて行います。同じく、道路交通騒音・振動に係る現地調査も、基本的に同一地点にて行います。 よって、建設工事振動および道路交通振動の調査地点についても、騒音同様、概ね10地点程度を設定することを考えています。 なお、今後の計画の具体化に応じ騒音・振動の現況を適切に把握できる地点を選定していくので、調査地点数は増減の可能性があり、その旨は方法書にも記載しました。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
40	振動	塩田	第3回審議 追加意見 2	<p>・P216における「振動:建設工事振動および道路交通振動」の予測の基本的な手法については、騒音と同様に具体的に表示することが望ましい。</p> <p>注)P204表7-2-1およびP206表7-2-2において、「地盤卓越振動数」を振動の調査項目に入れているのは、予測の際に利用するためと考えられるが、その場合、どのような予測の基本的な手法を使用しますか。</p>	指摘事項		<p>方法書216～217ページにおける「建設工事振動」及び「道路交通振動」の「予測の基本的な手法」については、騒音と同様、準備書において具体的に手法の内容を記述すること。</p>	<p>【第3回事後回答】</p> <p>・工事車両の運行に伴う振動の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007改訂版」に準じ、工事車両の寄与分を数式により算出し、現況の振動レベルに加算する手法にて行うことを考えています。</p> <p>・同手法では、工事車両の寄与分算出に際し「地盤卓越振動数」は不要ですが、現状の地盤状況を把握する意味で、「地盤卓越振動数」の現地調査を行うことを考えています。</p>
41	微気圧波	塩田	第1回審議 追加意見 14	<p>方法書P219</p> <p>・微気圧波についてはP19に説明されているが、鉄道関係者、一部の音響関係者には、既知であるとしても、一般の方々には、ほとんど聞きなれないものである。どのような周波数成分をもつ波動なのかの説明が必要かもしれない。</p>	指摘事項		<p>微気圧波については一般的になじみのない項目であることから、準備書において分かりやすく記載すること。</p>	<p>【第1回事後回答】</p> <p>・微気圧波は、その波形がパルス状であり、直流成分が最も多く、周波数が高くなるに従って成分が少なくなり、主成分は20Hz以下です。</p>
42	低周波音	塩田	第3回審議 追加意見 3	<p>・P219における「低周波音」の評価手法に、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)を用いることは避けること。平成20年4月17日に、「低周波音問題対応の手引書」における参照値の取り扱いについて」を事務連絡として各都道府県等に周知徹底させている。</p> <p>・したがって、新たな科学的知見が発表されるまで、影響等が予測される地域・場所等を勘察して連続測定をしながら対応を考える評価方法もあり得る。また、海外文献との検討も考えられる。</p>	意見		<p>低周波音の評価にあたっては、平成16年6月22日に環境省が公表した「低周波音問題対応の手引書」中の評価指針として示された参照値は、施設を建設する際の環境保全目標値として策定されたものではないことから、その取扱いについて留意すること。</p>	<p>【第3回事後回答】</p> <p>・低周波音に係る評価については、「基準又は目標との整合性の確認」に際し、「低周波空気振動調査報告書」(昭和59年12月、環境庁大気保全局)、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)等を参考として用いることを考えていますが、ご意見のとおり、事務連絡の主旨を考慮し、取扱いについて検討します。</p> <p>なお、低周波音に係る評価は、「基準又は目標との整合性に係る評価」だけでなく「回避又は低減に係る評価」も行うこととしており、整合性の確認だけでなく、可能な限り影響を低減するためどのように努力していくかについて、評価することとしています。</p>
43	水質	鈴木	第1回審議 追加意見 4	<p>・水質については公共用水のみが記載されているが、支流や地下水についても文献調査を実施し、それぞれの特徴を記載すべきである。地質的に極めて特徴的な地域であるので、それに関連する河川や地下水の水質についての文献があるはずである。それに基づいて、事業の環境への影響を評価する方法書が提出されてしかるべきではないか。</p>		番号1の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <p>・準備書に向けては、市町村誌などを含めた水質に関する文献、資料を収集し整理します。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
44	水質	鈴木	第1回審議 追加意見 8	<p>・方法書P221 表7-2-4(6) 水の汚れについて、調査すべき項目としてpHとBODのみが対象とされているが、pHは見かけ上の値であり、酸性物質とアルカリ物質の総量を反映しない。つまり多量の酸性物質が存在してもそれに匹敵する中和物質があると、pHとしての見かけ上の値は正常になってしまうが、この場合には環境への負荷は重大であることから、イオン濃度も調査すべきである。</p> <p>また、調査期間が低水時と豊水時の2回のみとなっているが、汚染物質を河川に流し込む降雨時には、流量の増加時と通減時では水質が大きく異なるし、降雨量によっても差異が大きいため、豊水時には時期的にも複数回実施し、降雨後の増水時から通減時まで短い時間間隔で調査をすべきである。</p>		趣旨を番号3の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <p>・工事中の水の汚れに係る現地調査の項目については、類似事例を参考に設定しています。</p> <p>本事業では、工事に伴う排水がコンクリート打設によりアルカリ性質を帯びるため、排出先の水質をアルカリ性に傾かせる可能性に着目した予測・評価を行うこととしています。</p> <p>・降雨時には、河川中の土砂の巻き上げにより、浮遊物質量の一時的なばらつきが考えられることから、定常状態における河川の状況を把握するため、現地調査は、豊水時、低水時ともに、降雨がなく定常状態となった時点を対象に行う計画としています。</p> <p>なお、工事排水及び供用時の駅排水による影響については、受け皿となる河川の流量が少ない低水時において、環境負荷の寄与分が最大になると考えており、低水時を対象とした検討により、本事業の影響を適切に把握することが可能と考えています。</p>
45	水質	花里	第1回 12	<p>・水域への影響を懸念している。要約書P25 表5-2-1においてアルカリ排水を放流する場合、必要に応じて濁水処理対策により記載されているが、どういった場合が必要かともう少し具体的に記述していただきたい。またアルカリ排水の場合は中和を行うと思うが、濁水処理というものはどんなものか、具体的に分かりやすく書いていただきたい。</p>	指摘事項	番号46を集約	<p>工事により発生する濁水やコンクリート打設により発生するアルカリ排水の処理方法については、予測、評価の結果に基づき、その方法を準備書において明らかにすること。</p>	<p>【第1回審議での回答】</p> <p>・各地域で定められた排水基準に基づき、pH、濁度等について基準以下まで中和処理、濁水処理等を行います。</p> <p>【第1回事後回答】</p> <p>・濁水処理は、一般的な凝集沈殿又は濾過処理等を考えていますが、具体的な処理方法は状況、程度に応じて検討していきます。</p>
46	水質	花里	第1回 13	<p>・要約書P48の表の中の環境影響評価項目の水環境の水質、水の濁りと水の汚れがあるが、汚れとは化学物質による汚染のことか。そうであれば具体的にどんな化学物質について調べるといことを明確にしたほうが良いと思う。</p>		番号45の指摘に集約		<p>【第1回審議での回答】</p> <p>・水の汚れについては、コンクリート打設により発生するアルカリ排水を想定しており、具体的にはpHを調査項目としております。</p>
47	水質	花里	第2回 1	<p>・トンネル工事の際に発生する排水については重金属等を含む鉱物が確認された場合に調査をするということだが、具体的にはどのくらいの頻度で水質のチェックをするのか。何か基準はあるか。</p>		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		<p>【第2回審議での回答】</p> <p>・工事中の水質調査の方法、頻度は今後の工事計画の中で検討していきます。なお、通常のトンネル掘削において、水質調査の頻度を定める基準はありません。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
48	地下水	花里	第1回 14	・トンネル工事の際に地下水が湧出し、水源等の減水や枯渇が懸念されるということだが、自然由来の有害物質、重金属、砒素などについて調べる必要があるのではないかと。そういったものが出てきた際、簡単に一般環境に漏れ出すのは良くないのではないかと。そのあたりの検討を盛り込んでいただきたい。	意見	番号49,63,65(前段)を集約	対象事業実施区域において、 <u>地中に重金属等の含有が懸念される箇所については、事前に資料やヒアリング等により確認し可能な限り回避すること。</u> またトンネル工事に際しては、有害物質を含む地下水が湧出した場合は、周辺への影響を把握した上で適切な保全対策を講ずること。	【第1回審議での回答】 ・工事施工中に土壌等自然由来の汚染について調べていくことを考えております。 【第1回事後回答】 ・トンネル工事に伴い重金属を含む鉱物が確認された場合は、排水の重金属調査を行うとともに、周辺民家、集落等の地下水への影響を把握します。なお、基準不適合土壌が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき適正に処理します。
49	地下水	野見山	第1回審議追加意見9	方法書P204, P206, P208, P223の地下水の記載について、トンネル工事に伴い含有する重金属の流出が考えられることから、山岳トンネル斜坑抗口周辺で、周辺民家、集落等保全対策が生じる箇所の地下水利用を考える時、重金属の測定が必要でないか。同様にトンネル抗口、明かり部周辺、地上駅周辺も同様に必要でないか。また、トンネル工事を行う箇所の地殻について、砒素をはじめとした重金属の含有について、事前に資料等で確認できないか。		番号48の意見に集約		【第1回事後回答】 ・トンネル工事に伴い重金属を含む鉱物が確認された場合は、排水の重金属調査を行うとともに、周辺民家、集落等の地下水への影響を把握します。なお、基準不適合土壌が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき適正に処理します。 ・工事に先立ち、重金属の含有については、文献調査等において、可能な範囲で確認に努めます。
50	地下水	富樫	第2回 17	・方法書P223の地下水について、トンネル工事の実施調査地点として概ね10地区程度を設定するということが、まだルートがきちんと示されておらず、影響を受けそうな対象についての情報もない中で、既に地点が設定されていることは疑問である。これは調査の上で決まることかと思うが、どうか。 (説明を受けて)分かりました。		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第2回審議での回答】 ・方法書には調査地区数の程度をご理解いただくために概ねの地区数を記載しています。 ・今後、計画の具体化に伴い地下水の現況を適切に把握できる地区を選定していくので、調査地区数は増減の可能性があり、その旨は方法書にも記載しました。
51	地下水	鈴木	第3回 13	・少なくとも水資源の「切土工等～」というところは、どこを工事するかわからないのではっきり影響があるかわからないが、市町村から意見もあつたように、浅いところの地下水を利用しているところもあるので、場所によっては切土をすれば地下への浸透に色々な影響が出る。当然ながら水質にも影響が出るのが考えられるので、○をつけるべきであろう。 ・「地下水」の「切土工等又は既存の工作物の除去」のところ○がついていないが、工事によっては大きな影響が出る。		番号25の意見に集約		【第3回事後回答】 ・今後、詳細な工事計画を具体化していきますが、「切土工等又は既存の工作物の除去」に該当する工事は、基本的に地表面に近い部分における土地の改変を想定しており、地下水や水資源に影響を与えるような土地の改変は行わないよう配慮します。 ・準備書の段階で、工事計画が具体化したものについて、工事により影響が生ずる可能性があるかと判断された場合は、項目の選定について検討し、必要に応じてその影響について、予測・評価を行うことを考えています。 ・(項目の選定:番号25に記載)
52	地下水	富樫	第3回 23	・飯田市の意見で「地下水の水文地質学的調査を行うものとする」の中で、地下水位4季とあるが連続的に把握するため、長期観測を行うこと。というはもっともな指摘だと思います。調査地点も分かっていないし、どう調査をするかという具体的なところまでイメージがわかないが、少なくともこの地下水位の調査に関しては長期観測(常時観測)をやって頂くようお願いしたい。 また、湧水や湧水に由来する表流水もあるので、それについても同様に調査して頂くをお願いしたい。	意見		地下水及び水資源に係る環境影響評価において、地下水位や湧水の水量等の調査を行うところについては、変動の有無等を把握するのに十分な期間にわたり実施すること。	【第3回事後回答】 ・調査頻度については、他事例も参考にしながら検討します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
53	水資源	鈴木	第1回審議 追加意見 3	・水資源については水道水源の箇所数のみが記載されているが、揚水量や賦存量のデータはないか。これがないと、事業によって大きな影響が危惧される水資源への影響を評価する方法が定まらないように思う。 また、温泉は極めて重要な水資源であると思うので、詳しく記載していただきたい。事業によって温泉が枯れてしまったら大きな問題である。		番号1の意見に集約		【第1回事後回答】 ・本事業の影響が想定される温泉も含めた水資源については、文献・資料を収集します。なお、補完するために関係自治体等へのヒアリングを行い、必要に応じて現地踏査を行います。
54	水資源	鈴木	第1回審議 追加意見 5	・河川については天竜川と木曾川についてのみ記載されているが、事業による影響が及ぶ可能性の高い蘭川、黒川、松川、野底川、土管川、青木川、小渋川等についても、現況をきちんと記載すべきである。参照文献が国土交通省のホームページのみとは、杜撰ではないか。現況の認識なくして如何に環境への影響を評価するのか。少なくとも市町村誌等まで検索すべきかと思う。		番号1の意見に集約		【第1回事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などを含めた水象に関する文献、資料を収集し整理します。
55	水資源	鈴木	第1回 15	・水象に関しての記述が少ない。影響を受ける河川や地下水の量的な把握をしておくべき。また、水資源についても量が大切であるので調べて頂きたい。特に温泉資源について何も記述がないので、加えて頂きたい。		番号1の意見に集約		【第1回審議での回答】 法対象事業であることを踏まえ、方法書には国、県レベルの既存文献で調べられる範囲の内容を記載しました。今後の調査では、地元自治体等からの情報も踏まえ進めてまいります。 【第1回事後回答】 ・準備書に向け、予測、評価に入る前に市町村誌を含めた水資源関連の文献、資料を収集し整理します。
56	水資源	鈴木	第1回審議 追加意見 7	・方法書P225 表7-2-4(8)について、水資源として温泉を加え、それに対する調査を実施すべきではないでしょうか。		番号1の意見に集約		【第1回事後回答】 ・温泉も含めて水資源について調査を行います。
57	水資源	富樫	第1回 16	・水源回避がなされるかは、詳細なルート設計が分からなければ論ずることはできないが、どの段階で分かるのか。		[記録] 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第1回審議での回答】 ・環境影響評価と並行して計画の具体化を図ることを考えているため、準備書段階でルートを明らかにし、水源等への影響の予測・評価を行ってまいります。
58	地形・地質	富樫	第1回 3	・図面集に示す地形分類図や表層地質図の一部に空白部分があるが、資料収集不足であり、整備すること。		番号1の意見に集約		【第1回審議での回答】 ・把握しているデータについてはしっかり整理して、予測、評価を進めます。 【第1回事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などを含めた文献、資料を収集し整理します。なお、地形分類図及び表層地質図については、第6回技術委員会において報告します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
59	地形・地質	富樫	第1回 20	・環境影響評価項目として地形地質を工事施工ヤードや工事用道路の設置に限定するのではなく、地形改変を伴う切土工事やトンネル工事等においても考慮すべき。		番号25の意見に集約		【第1回審議での回答】 ・切土工事やトンネル工事等は、工事中も供用後と併せて、工作物の存在の中で総合的に評価することを考えております。 ・環境影響評価項目は、国土交通省令に基づいて選定しており、地形・地質に関しては、工事の実施において工事の施工ヤード及び工事用道路の設置について、予測・評価を行うこととなっています。
60	地形・地質	富樫	第2回審議 追加意見	・工種等を問わず、地形を改変する内容の工事のすべてにおいて、「地形地質」「地下水」「水資源」に影響が生じる恐れがある。第2回審議では、「地形及び地質」に対する環境影響評価項目として、(工事の実施)の「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」に限定せず、「トンネルや切土部」を対象に含めていただくように要望させていただいたが、「地下水」や「水資源」についても同様と考えられるため、方法書の記載内容の修正を要望する。 (1) 方法書P198の表7-112の環境影響評価項目のマトリクスにおいて、影響要因の区分「切土工等又は既存の工作物の除去」「トンネルの工事」「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」に対し、環境要素の区分の「地下水」「水資源」「地形および地質」のそれぞれの欄に○を入れること。 (2) 方法書P223～P225の表7-2-4(7)～(8) 環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由について、「地下水の水質及び水位」、「水資源」、「地形及び地質」の欄に以下を追記すること。 ① 「地下水の水質及び水位」、「水資源」にたいする「環境要素の区分」(工事の実施)に「切土又は既存の工作物の除去等」を加える。「地形及び地質」に対する環境要素の区分」(工事の実施)には「トンネルの工事」と「切土又は既存の工作物の除去等」を加える。 ② 「地下水の水質及び水位」、「水資源」に対する「予測の基本的な手法」の「1. 予測項目」と「3. 予測地域」、「4. 予測地点」について、「トンネルの工事に係る…」とある説明を「トンネル等の工事に係る…」とする。また「地形及び地質」にたいする「予測の基本的な手法」の「1. 予測項目」と「3. 予測地域」については、「工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る…」とある説明を「工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に係る…」とする。		番号25の意見に集約		【第2回事後回答】 [地下水・水資源] ・今後、詳細な工事計画を具体化していきますが、「切土工等又は既存の工作物の除去」「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」に該当する工事は、基本的に地表面に近い部分における土地の改変を想定しており、地下水や水資源に影響を与えるような土地の改変は行わないよう配慮します。 [地形・地質] ・地形、地質については、土地が改変されることによる影響について、予測、評価を行うこととしています。 ・「切土工等又は既存の工作物の除去」「トンネルの工事」については、工事完了時の改変範囲と大きな差異が生じないことから鉄道施設の存在に対して予測、評価を行うこととしています。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
61	地形・地質	富樫	第3回 4	<p>・2回目審議の事後回答では、トンネルができた後にその影響を考えるとということであるが、山を掘削する時点予測評価の対象から外してしまう、ということが理解できない。</p> <p>・地形地質の改変によって、地下水、水資源、重金属、温泉などの環境影響の可能性が非常に高いため、トンネルができた後の評価ではなく、どの場所をどのように掘削するかということを含め影響を予測するため、(地形・地質を工事の実施における)評価の対象に加えていただきたい。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・「トンネルの工事」については、工事完了時の改変範囲と大きな差異が生じないことから、鉄道施設の存在に対して予測、評価を行うこととしています。なお、急傾斜地崩壊危険区域や地滑り防止区域等、土地の安定性に関する内容についても、地形及び地質の状況として、鉄道施設の存在において予測、評価することとしています。</p> <p>・「工事施工ヤード及び工事用道路の設置」については、工事のために一時的に設置する施設であり、工事の実施に○をつけています。</p> <p>・工事を施工することによる地下水、水資源、重金属、温泉等への影響については、それぞれの環境影響評価項目において評価することを考えています。</p>
62	地形・地質	富樫	第3回 4	<p>・改変後に変わりがないのなら、むしろ掘る時点での予測評価をしていただければ、施設完成後の影響を予測することができるはずである。</p> <p>地下水等様々なものに密接に影響するため、そこを予測するために他の環境項目と統一していただきたい。</p> <p>(2回目審議資料の)2-26に事細かに追加意見として述べた。これは方法書P198、工事実施時点での予測評価に○をつけていただきたいということである。省令の参考項目に縛られることなく、地域の特徴を見てここにはぜひ○をつけていただきたい。</p> <p>・地形地質は自然を構成する基本的な一要素として、他の自然環境への影響が大きいことを踏まえて予測評価を行っていただきたい。</p> <p>トンネル工事は非常に大きな地質改変であり、見えない部分の工事だからといって環境に優しいわけではなく、また他の要素へ与える影響が大きいものであるため、環境への影響が少ないという先入観は持たないでいただきたい。</p> <p>きちんと調査するべきところと認識されているようなら、他の項目とそろえ一覧表に○をつけていただくよう修正していただきたい。</p> <p>【亀山委員長】</p> <p>・例えばトンネルの工事をしているときに水が濁る＝トンネル工事の問題であり、地質の改変であるが、そのことは工事中ではなく、その結果であるトンネルの存在ということで評価されるということで事業者はおっしゃっている。</p> <p>これが噛み合わない部分であるが、ここはどう考えたらよいか。</p> <p>・一例として、トンネル掘削の際、異常出水がよくある。こういったときに水・地下水環境へ多大な影響を与えることがあるが、対処により多少軽減させた状態で工事を終えることもある。このような場合を考えると、工事後の状態で予測評価をするのではなく、掘ること自体のリスクを含め可能な限り配慮する姿勢を持っていただきたい。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第3回審議における回答】</p> <p>・方法書P200に記載のとおり、トンネル工事による影響についての予測評価は実施します。</p> <p>・○をつける位置がご意見とは異なり、工事の実施のところにはついておりませんが、○がないから予測・評価をしないということではなく、工事の実施段階も含め、鉄道施設の存在のところで予測・評価することを考えています。</p> <p>【第3回審議における回答】</p> <p>・ご意見の事象は、トンネル工事そのものに起因して発生するものであり、工事の実施の水資源のところで予測・評価することを考えています。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
63	地形・地質	花里	第2回 2	・住民意見には、鉱床がルート内に含まれる可能性があると考えられている。こういったものは文献に載っていないこともあるため、例えばルート上付近の市町村へヒアリングをするなどにより、事前に鉱床がある可能性を調べて、ある場合は注意をして工事を行うことになるかと思う。ぜひ行っていただきたい。		番号48の意見に集約		【第2回審議での回答】 ・かつて銅山が存在したことは把握しております。詳細につきましては今後、市町村誌等による調査や、市町村等へのヒアリングを踏まえ検討していきます。
64	地形・地質	富樫	第2回 11	・資料1の20番について、工事施工ヤードとは具体的にどの範囲であるかお教えいただきたい。		【記録】 審議のために詳細な説明を求めたもの		【第2回審議での回答】 ・資料1-2 P2の図のように、斜坑の坑口前などに、資機材や残土仮置場を設置するため、ある程度の面積を持ったヤードを設置することを予定しています。 ・具体的な面積等は今後の工事計画の段階で具体化していきます。
65	地形・地質	富樫	第2回 12	・地質の重金属については工事中にそれが出てきた場合に対処するということだが、出そうな部分を回避することや対策を考えるとといった観点が大それたものでは。		番号48の意見に集約		【第2回審議での回答】 ・事前のボーリング調査等で重金属の存在が想定される場合は、回避や処理等の対策を考えていきます。 【第2回事後回答】 ・準備書では、今後の調査結果を踏まえ必要に応じて予測・評価を行います。
				・一例であるが、トンネル工事部分について、動植物は評価対象に入っているのに、地形・地質は外して地盤沈下で扱うという形になっているが、何か理由はあるのか。		番号25の意見に集約		【第2回事後回答】 ・地盤沈下については、トンネル工事における土被りが小さい箇所等を想定して選定しています。 ・地形・地質についてトンネル工事においては、工事完了時の改変範囲と大きな差異が生じないことから鉄道施設の存在に対して予測、評価を行うこととしています。
66	地形・地質	富樫	第2回 15	・今回のルートは南アルプス・中央アルプス・伊那谷を通過するというので、活断層や破砕帯をたくさん通過することは避けられないと思うが、それによる影響あるいはリスク、破砕帯の分布なりその評価についてはどの部分で調査・予測の対象になるのか。また、そういった意見が出てきているが、どうのご回答をする予定か。 【亀山委員長】 ・安全性に関しては、環境への影響という以前の別問題として考えていくことは当然のことだが、一方ではたくさんの方が心配をされていることであるので、事業者の考え方を広く理解いただけるよう努力することが大事である。	意見		対象事業実施区域である南アルプス、中央アルプス及び伊那谷には活断層や破砕帯が存在し、そこを通過することは避けられないと考えられることから、地殻変動や災害等に対する事業の安全性について、事業者の考え方が多くの人に理解されるよう丁寧な説明に努めること。	【第2回審議での回答】 ・活断層や破砕帯の評価については、環境影響評価の対象項目にはしてはおりませんが、安全性や工事計画の観点から調査、検討を進めております。今後の説明会等を通じて一般の方々へ事業者の見解をお示ししていく考えです。 【第2回審議での回答】 ・安全に関する事業者の見解を一般の方々に広くご理解いただくことは重要であると考えております。今後も課題と位置づけその対応を検討して参ります。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
67	地形・地質	富樫	第2回審議追加意見	<p>・方法書P74 表4-2-1-59の文化財保護法及び文化財保護条例の天然記念物(地形・地質)の表には、風越山山頂ブナ林・ミズナラ・イワウチワ等自生地及び花崗岩露頭(市天然記念物)が抜けているので追加すること。</p>	指摘事項	<p>地形地質に係る天然記念物として、風越山山頂ブナ林・ミズナラ・イワウチワ等自生地及び花崗岩露頭(市天然記念物)を追加すること。</p>	<p>【第2回事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書に向けては、市町村誌等の既存文献調査結果を踏まえ、調査、予測、評価を実施する予定です。 ・風越山山頂ブナ林・ミズナラ・イワウチワ等自生地及び花崗岩露頭(市天然記念物)についても、本事業により影響を及ぼす可能性がある場合は、予測、評価を行います。 	
68	その他の環境要素(文化財)	陸	第1回審議追加意見15	<p>指定文化財の掲載方法の改善を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な指定文化財は、人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源とも密接な関係にあることから、対象事業実施区域外であっても、人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源と同様に掲載するべきである。 <p>例えば、妻籠宿「林家住宅」や大鹿村「福徳寺本堂」は国の重要文化財であり、対象事業実施区域に接するように位置し、またその周辺は人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源となっているにも関わらず、指定文化財として掲載していないのは、影響評価の際にそれらを考慮しないため、と見られても仕方ないのではないかと。</p>		番号1の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本方法書において、指定文化財の文献調査は、対象事業実施区域に存在する国、県及び市町村の指定文化財を対象としています。 ・準備書段階において、指定文化財の記載内容を検討します。
69	動物植物	中村(寛)	第1回4	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息、植生及び生態系について、方法書の資料に若干不備がある。方法書P82 表4-2-1-64「対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された昆虫類」に挙げられている種の根拠が「第2回自然環境保全基礎調査」のみであり、市町村誌などからの資料が挙げられていない。 ・「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では方法書にはリストを付け、その中から重要な動物類をリストアップするための根拠として2つ表を作ることとなっているが、それがない。 		番号1の意見に集約		<p>【第1回審議での回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルについては、今回は条例対象アセスではなく法アセスとして整理をさせていただいています。 ・準備書作成の前段階において文献を詳しく取り上げ、収集した上で詳細な調査計画を立てることを考えています。 <p>【第1回事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定であります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
70	動物	中村(寛)	第1回5	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫類の文化財保護の分類について、方法書においては長野県文化財保護条例が使われておらず、チョウ目のコヒオドシやクモツマキチョウ、ベニヒカゲがそれに該当するためかなり不備と考えられる。どういった形で作成されたかお教えいただきたい。 		番号1の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定であります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
71	動物	大塚	第1回 8	・方法書P79 表4-2-1-62(1)において非常に重要な猛禽類が抜け落ちている。繁殖情報が確認された種を挙げているが、その場所での繁殖の有無があるため、対象地域に生息するものを挙げていただきたい。またここではイヌワシとクマタカが抜けているので、見直しをしてリストに挙げていただきたい。特に猛禽類については冬場からの調査に早急に備えると思うので、全体の種のリストアップをお願いしたい。長野県内で明かりとなりうる部分ではイヌワシ、クマタカの生息が確認されているのでそういった種類を含め、猛禽類の現地調査をしっかりとやっていただきたい。		番号1の意見に集約		【第1回事後回答】 ・希少猛禽類の種については第5回技術委員会で報告します。 ・希少猛禽類の現地調査については、定点観察法を基本として適切に進めていきます。
72	動物	大塚	第1回 9	・現地調査の場所がかなり少ないのではと危惧している。特に猛禽類については3kmの範囲を含め、生育の状況の確認なりを是非していただきたい。また工事の際に営巣等確認された場合は是非配慮していただきたいと感じているので、ご対応いただきたい。	意見	番号73,79を集約	希少猛禽類については、調査区域の事情に詳しい者からも聞き取りを行うなど生息状況を適切に把握した上で影響予測を行い、営巣等が確認された際は十分配慮すること。	【第1回事後回答】 ・希少猛禽類の現地調査については、定点観察法を基本として自然環境の状況等を考慮し、専門家等の助言を踏まえ、猛禽類の生息状況を適切に把握できる地点を選定しています。 ・営巣が確認された場合は、調査結果に基づく猛禽類の行動等を分析し、専門家の助言を踏まえ、保護方策を検討いたします。
73	動物	亀山	第1回 10	・猛禽類については繁殖情報が確認された鳥と言われるより、繁殖情報が確認されていないが生息する可能性があるものが非常に多いので、その視点で拾い上げて対応いただきたい。調査が名ばかりで済まされてしまうことが懸念される。長野県は貴重な猛禽類が非常に多いので、十分調査していただきたい。		番号72の意見に集約		【第1回事後回答】 ・希少猛禽類の種については第5回技術委員会で報告します。 ・希少猛禽類の現地調査については、定点観察法を基本として適切に進めていきます。
74	動物	中村(寛)	第2回 18	・方法書P231の動物の調査手法について、チョウなどの希少昆虫と植物相とあわせて調査をするという方法を準備書の段階で加えていただけると、植物相について定量的に出てくるのではないかと思う。また具体的な種についてはご報告いただきたい。	意見		希少昆虫類の調査にあたっては植生との関連性を考慮して調査を行い、予測評価を実施すること。	【第2回審議での回答】 ・準備書においては、植生と希少昆虫との関係を踏まえ調査を進めていきます。
75	動物植物	中村(寛) 大塚	第1回 6	・環境影響評価に携わる中で、方法書でこれだけ重要な種が挙げられておらず、またリストが無いものは初めて見た。次の委員会までには、必要な文献、特に市町村誌をリストアップして追加といった形で挙げていただきたい。		番号1の意見に集約		【第1回審議での回答】 ・調査に入る前に文献調査をして対応いたします。 【事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定であります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
76	動物植物	佐藤	第1回 11	・各地域における植物、地形、生き物はそれぞれ異なるため、まず市町村の生物リストをきちんと挙げ、地形の違いを把握し詳細に比較し、地域ごとの予測評価を行う必要がある。 まず地域植物誌、地域動物誌を明らかにすることで大きな違いが見えてくると思うので、長野県の自然保護をできる状態でやれる方法を探っていただきたい。	意見	番号77,78(前段)を集約	動植物の調査にあたっては、地形の違いや地域の特性に応じて生息生育状況を把握し予測評価を行うこと。	【第1回事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定であります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
76	動物植物	佐藤	第1回 11 (つづき)				特に、昆虫類の調査にあたっては、調査する場所ごとに重要な種をスコーピングし、それに対応する手法と時期について調査計画を立てた上で、必要により専門家の助言を受けるなどして実施すること。	
77	動物	中村(寛)	第3回 6	<p>・きっちりした参考資料リストを提出していただいた。準備書に向け、具体的な工事範囲内でのどの地域で、どの種をターゲットにして調査を行っていくか、お教えいただきたい。これを決めないと調査手法が異なってくるので、このあたりのアウトラインをお持ちなのか、お持ちでなければどのような専門家の方に、どのような意見を聞かれるのかお伺いしたい。</p> <p>・明かり部分、小河内川と天竜川を渡る部分において昆虫に影響がある。その区域内でのターゲットとして、チョウ、無弁翅類、天竜川を渡る場所では2種類のシジミチョウが挙げられるので、そういったところをまとめて、準備書に取り入れてほしい。種が違うと同じビットホールでもペイトが違うので、きちんと専門家に相談し、アセスをしていく必要がある。</p>		番号76の意見に集約		【第3回審議における回答】 ・基本的には改変区域を主に、生息環境を踏まえた任意調査を実施します。その他、ペイトラップ、ライトトラップを考慮しており、ライトトラップについてはボックス型等環境に応じた方法で実施していきたいと考えています。一覧表のすべての種をターゲットとするわけではなく、生息環境に応じた調査を行っていきたくと考えています。
78	動物	中村(寛)	第3回審議追加意見6	<p>・昆虫についてはリストに挙げられているとおり多くの種が生息しているので、調査する場所ごとに重要な種をスコーピングしてそれに対応する手法と時期の調査計画を立てた上で実施していただきたい。</p> <p>・ダルマガエルは伊那谷に局所的に分布する珍しいカエルなので、提出されたリストにはありませんが、高森町の意見書にもあったように生息地の位置を確認した上で注意して調査していただきたい。</p>		番号76の意見に集約		【第3回事後回答】 ・ご意見も踏まえながら、調査手法や時期などを含めた具体的な調査計画を検討していきます。
						[記録] 2回目審議の参考資料により確認(「ナゴヤダルマガエル」と表記)		・前回提出したリストにはダルマガエル(ナゴヤダルマガエル)を掲載しており、生息に注意して調査していきます。
79	動物	大塚	第3回 22	<p>・猛禽類調査については、既に進められているということで、宜しく願います。南アルプス地域における調査にあたっては、詳細な調査方法等は把握して地元へ詳しい方の情報も聞きながら進めているとお聞きしますが、飯田・木曾の地域においてもそのように実施されているのか。地元へ詳しい方の情報を聞きながら進めて頂きたい。</p> <p>・特に木曾地域はクマタカ等、多数生息しているように聞いておりますので、地元にも詳しい方がいらっしゃいますので、そういった人の情報もお聞きしながらお願いしたい。</p>		番号72の意見に集約		【第3回審議における回答】 ・猛禽類調査に際し、南アルプスにつきましては現地に詳しい方に情報を伺いながら調査しています。木曾地区については私どもの専門の先生からご意見を頂きながら進めています。
80	植物	大塚	第1回 7	<p>・植物について、この方法書には重要な種が挙がってきておらず、準備不足と感じている。</p>		番号1の意見に集約		【第1回事後回答】 ・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
81	植物	大塚	第2回 14	・植物の調査すべき項目を、高等植物に限ったのはどうか。通常は植物という形で調査がされることが多く、法アクセスに基づき対応、という言い方をされているが、国交省の主務省令でも高等植物という明記はなく、植物という明記にしているはずである。高等植物ではなく植物という記載にしていきたい。	指摘事項	番号83(後段)を集約	植物の調査項目において、「高等植物」を「植物」に修正し、準備書に記載すること。	【第2回審議での回答】 ・実際には高等植物に限らず、コケ類など貴重な種が出てきましたら、保全対象として取り組むこととなりますが、その内容については検討させていただきたいと思います。 【第2回事後回答】 ・植物の調査対象は、維管束植物であるシダ類及び種子植物を基本に考えていることから「高等植物」と記載していますが、高等植物以外の植物においても生育域について情報が得られたものについては、必要に応じて調査を行います。
82	植物	佐藤	第3回 9	・リストが出されたので植物についても見たところ、優れたものだと思う。リストは羅列ではなく、植物で計算すると3,194種のうち絶滅危惧植物が435種ほどあったので、約14%が日本の中でとても大切なものがある地域である、というような記載をすると色々な作業をしていく上で慎重になると思うし、素晴らしいリストになる。	[記録] 資料や準備書の作成にあたっての助言			【第3回審議における回答】 ・貴重なご意見をいただいたので、準備書の中で長野県や地域の特性を表現できるよう検討していきます。
83	植物	大塚	第3回 11	・参考資料1のリストに対象に加えていただきたい文献として、「長野県版レッドデータブック」の「非維管束植物編」と「植物群落編」がある。重要な植物群落が載ってくると思う。 ・意見14番。前回植物の調査を「高等植物」に限ったことについて「植物」としてくださいますと要望した。ここにある事後回答は納得できるものではないので再度検討いただきたい。基本的な考え方や実際の場面では仕方ない状況もあるのでこのような形で良いと思うが、「高等植物」と限って記述する意味がわからない。最近「高等植物」あるいは「下等植物」という言い方はあまりしなくなっている。実際は高等植物以外の植物も情報が得られたものの調査を行うと思うが、方法書段階で高等植物に限る調査対象を狭めるような明記の仕方は是非やめていただきたい。 ・方法書233ページに調査すべき項目や基本的手法が載っているが、ここで言う「重要な種」は、高等植物の重要な種と理解するのか、14番の説明にあった高等植物以外の植物においても実施していくという中では、例えばコケ植物とか緑藻植物も含めた重要な種と理解するのかということもあるが、高等植物と明記することは不適切と感じる。「植物」という形でいかがか。 【亀山委員長】 ・方法書段階では「高等植物」という記述であるが、準備書段階では「植物」と改めると理解してよいか。	番号1の意見に集約 番号81の指摘事項に集約			【3回目審議における回答】 ・参考資料のリストについては、いただいたご意見を踏まえ、調査を進めたいと考えます。 ・ご意見を踏まえ、準備書に向けて当該部分の表現を検討します。 ・「高等植物」と記載していますが、高等植物以外の植物、例えばコケ類や地衣類についても、存在が確認されているもの、地域において注目すべき種が把握されているものを対象に調査していくことを考えています。 ・準備書段階で「高等植物」ではなく、「植物」という記述に変更します。

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
84	生態系	富樫	第2回審議追加意見	<p>・方法書P90の生態系の模式図では標高の違いに対応させて機械的に地域が①～③に分けられているように見える。しかし、②の「里山の生態系」は①と③の地域に部分的に重なっており、そのことが長野県の自然環境を特徴づけている側面があるため、ただ分けるだけではなく、①～③の相互のつながりという視点が加えられるよう希望します。なお「里山」という言葉は人によって使い方がまちまちなので、説明に使う場合には言葉の範囲や意味について簡単な定義を示していただきたい。</p>	指摘事項		<p>方法書P89[ア 生態系の状況]における「里山の生態系」については、準備書において「里山」の定義について示すとともに、地域ごとの相互のつながりという視点からの検討も加えること。</p>	<p>【第2回事後回答】</p> <p>・ご意見を踏まえ、準備書に向けて整理の方法について検討していきます。</p> <p>・「里山」につきましては、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域として定義しています。なお、この定義は、環境省での定義と同様です。</p>
85	景観 人と自然との 触れ合いの活動の場	陸	第1回審議追加意見6	<p>・長野県内のルート周辺は、ほとんどの区間が歴史的にも自然誌の豊かさの点でも、重要な景観及び人と自然との触れ合い活動の場である。工事では大量の土砂の処理やコンクリートプラント、濁水処理施設の稼働が数年～10年に及ぶ可能性があり、その周囲を通行する工事車両の総量を鑑みても、影響は一時的とは言えない。したがって、景観および人と自然との触れ合い活動の場を工事中の評価項目に含めるべきである。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <p>・工事中の景観については、事前に文献調査及び現地調査を実施した上で、工事施工ヤード等の改変面積を可能な限り小さくすること、工事施工ヤード内における建造物の高さを可能な限り低くする等の配慮を行うことから、周辺環境への影響は小さいと考えております。</p> <p>なお、構造物が完成した際の影響については、鉄道施設の存在の項目で予測・評価を行ってまいります。</p> <p>・人と自然との触れ合い活動の場については、事前に文献調査及び現地調査を実施した上で、調査結果を踏まえ、周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場へ影響を及ぼさないよう配慮して工事車両の走行ルートや工事施工ヤードを設置することから、周辺環境への影響は小さいと考えております。</p> <p>なお、類似事例及び主務省令において、工事中の「景観」及び「人と自然とのふれあい活動の場」の項目は選定されておりませんが、今後、工事計画を具体化する過程で、工事により影響が生ずる可能性があるかと判断された場合は、項目の選定について検討することを考えています。</p>
86	景観・ 人と自然との 触れ合いの活動の場	陸	第2回 5	<p>・景観・人と自然の触れ合い活動の場について、周辺環境への影響がないよう工事を実施していただくということは大変よいことであるが、影響が小さいということで評価項目から外してしまうと、後に確認ができなくなってしまう。そのあたりはどうか。</p>		番号25の意見に集約		<p>【第2回審議での回答】</p> <p>・全体を通してみれば大きなプロジェクトではありますが、各箇所の工事は一般的なものであり、影響は小さいと判断いたしました。</p> <p>【第2回事後回答】</p> <p>・工事中は、建設機械や工事用施設を配置することとなりますが、工事延長が長く、機械や施設の配置状況も変化するため、景観や人と自然の触れ合い活動の場へ影響を与える同一の要因が継続的に存在するものではなく、また、土地の改変も可能な限り小さくするとともに、事前調査を実施し、その調査結果を踏まえて工事計画を策定するなどの配慮を行うことから、鉄道施設の存在を対象として、予測・評価を行います。</p> <p>・準備書の段階で、工事計画が具体化したものについて、工事により影響が生ずる可能性があるかと判断された場合は、項目の選定について検討し、必要に応じてその影響について、予測・評価を行うことを考えています。</p>

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
				【亀山委員長】 工事を始めてみてというのはアセスメントでは意味がなく、事前にそういうことが考慮されるからいかがかということであるので、もう少しお考えいただきたい。				【第2回審議での回答】 ・リニアだから影響が特別大きくなることはないという意味で申し上げた次第です。今後は他の事例も参考に、検討してまいります。
87	景観・人と自然との触れ合いの活動の場、評価項目の選定	亀山	第3回 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5番「景観・人と触れ合い活動の場」について、「…同一の要因が永続的に存在するものでなく…」と回答されているが、この地域には「景観・人と触れ合い活動の場」が沢山あり、自治体からも意見が上げられており、強く関心をもっている。また、観光面からも大事な場所である。さらに県立の自然公園や条例に基づく自然環境保全地域もある。 ・ 工事箇所が移動していくので影響評価をやらないというのではなく、大事な場所で工事をするのだから、それに対してどうなるかといった考えを持っていただくことが大事。この回答はそういったことに対する答えになっていないので、もう少し考えていただきたい。 ・ 考え方が逆。「私たちにあって大事な場所がある」ということを指摘いただいているので、そこに対して行われる工事による影響が生ずるかはわからないが、まず対象として考慮することが必要である(影響があるかないかわからないものについては、途中から影響評価の対象とするのではなく、最初から対象とするべき)。 ・ 構造物ができたら影響があるのはもちろんであるが、工事は様々な行為が行われるので、それによる影響があるはず。移動しながら行うので一箇所にとどまるわけでないから影響がないということではなく、大事な場所で何かが行われるという認識が大切。 		番号25の意見に集約		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に最終的な「構造物の存在」という、影響が一番大きく現れるところで評価することを考えています。 ・ ご意見は、例えば天竜小洪水系県立自然公園内での工事による「景観・人と自然との触れ合いの活動の場」への影響をどう考えるのかということだと思いますが、必要に応じ今後検討を進めたいと考えています。 【第3回事後回答】 ・番号25に記載
88	景観・人と自然との触れ合いの活動の場、評価項目の選定	亀山	第3回 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 198ページの○に関して、「景観」と「人と自然の触れ合い」のところでは、工事との関係では○が一つもない。市町村からの意見もいただいているが、非常に関心もたれている環境要素であるが、これに対し工事の影響を全然考えないと言われているが、ここに○を付けて影響のあるなしを考えていただくことは大事だろうと思う。 ・ 非常に長期にわたり工事がされるということを認識していただき、ずっと工事用車両が通る、10年近く工事をするのかもしれないが、その間この地域に対し影響があることについては一切○を付けない、知りません、ということではないのか。 ・ ○があるかないかによって絶対的な違いがあり、○があるものについてはどういう調査をやりますとかどんな評価をしますとかいうことが書かれているが、○がないものは記述をしないので、この段階で○があるかないかが一番大きな問題。 ・ 準備書に向けて検討していきます、というのは何を検討していくのかということになり、○がなかったら検討されないでしょうからそこを明確にさせていただいた方がよい。 		番号25の意見に集約		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【第3回審議における回答】 ・ P198の表については、○をつけた項目を基本に調査・予測・評価を行うことを考えています。また、○を付けていない項目について、評価が必要になる可能性があることは承知しています。方法書ではこのような形にしていますが、準備書に向け必要な項目には適切に対応していく所存です。 ・ ○がないから検討していかないという意味ではなく、あくまでも基本はこう考えている、ということです。 ・ これから工事計画を深度化していく段階なので、今後工事計画と重ね合わせ、影響の有無を判断し、項目を決定していきたいと考えています。したがって、準備書では結果的に○がつく、という項目も出てくると考えています。 【第3回事後回答】 ・番号25に記載

番号	区分	委員名	審議回	発言要旨	取扱	摘要	委員会意見又は指摘事項(案)	(参考)事業者等の説明要旨
89	廃棄物等	富樫	第2回審議追加意見	<p>・発生土(残土)の処理は周辺環境に直接影響を与えるだけでなく、事業全体の工期や建設費にも直結する課題であるため、環境影響評価において発生土等の処理計画を中央新幹線の建設事業と切り離して扱うことはできないと考えます。方法書においても環境配慮書に対し、「残土処理に伴う環境影響」を心配する意見が、行政機関や一般から数多く提出されていることが示されている。</p> <p>それに対し、方法書P237の表7-2-4(14)「環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由」の内容は具体性を欠いているため、「廃棄物等」「建設工事に伴う副産物」に対する「予測の基本的な手法」については、以下の趣旨の説明を加えていただきたい。</p> <p>(1) トンネルの工事等に係る建設工事に伴う副産物(発生土等)が及ぼす環境への影響予測については、①発生量、②処分方法、③運搬ルート、④処分地の位置(もしくは候補地)等に関する具体的な計画をもとに、可能な限り定量的に予測する。</p> <p>(2) (1)の予測にあたっては、計画される現地の状況を十分に考慮し、必要に応じて適切な調査予測方法について検討を行う。</p>	意見	番号90,91を集約	工事に伴い発生する残土の環境への影響予測については現地の状況を十分に考慮し、より具体的な処理計画に基づき適切な予測方法を検討した上で実施すること。	<p>【第2回事後回答】</p> <p>・残土(廃棄物)の処理につきましては、本事業内での再利用や、他の公共事業での有効利用を考えております。残土の処分地については、事前に調査、検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避、低減するよう対処します。なお、残土処分地は、県や関係自治体のご協力を得て選定していくことを考えています。</p> <p>・準備書の段階までに具体化した計画については、明らかにし予測、評価を行います。明らかにすることが困難な場合については、それらの影響について必要な環境保全措置を準備書で位置付けた上で、その保全措置の効果を事後調査等により確認します。</p>
90	廃棄物等	大塚	第2回 13	<p>・トンネル掘削等に伴って生じる大量の残土について、処理に関する影響評価についてはどのようにしていくのかということを記述していただきたい。</p> <p>【亀山委員長】</p> <p>・当事業においては盛土部分がほとんどないため、大量の残土が出てくる。残土処分というのは事業の中の環境に大きな影響を及ぼす部分であるので、残土処理場をどういった手順で確保するかはしっかりとお考えいただいてご説明いただき、環境に与える影響をどう回避は明確にすることが大切である。多くの方が関心を持っており、準備書を作る段階で明確になる部分であるので、その地点でしっかりお示しいただきたい。</p>		番号89の意見に集約		<p>【第2回審議での回答】</p> <p>・トンネル掘削に伴う発生土につきましては、本事業内での再利用や、他の公共事業での有効利用を考えております。残土の処分地については、事前に調査、検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避、低減するよう対処します。なお、残土処分地は、県や関係自治体のご協力を得て選定していくことを考えています。</p> <p>・準備書の段階までに具体化した計画については、明らかにし予測、評価を行います。明らかにすることが困難な場合については、それらの影響について必要な環境保全措置を準備書で位置付けた上で、その保全措置の効果を事後調査等により確認します。</p>
91	廃棄物等	野見山	第1回審議追加意見 10	<p>・排出土砂中に含まれる重金属の影響について、排出土砂の埋め立て場所近隣の地下水等の評価が必要でないか。</p>		番号89の意見に集約		<p>【第1回事後回答】</p> <p>・排出土砂中に重金属を含む鉱物が確認された場合は、重金属調査を行うとともに、排出土砂の埋め立て場所近隣の地下水への影響を把握します。なお、基準不適合土壌が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき適正に処理します。</p>